

倫理規程

1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本協会の目的、業務執行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会の社会的な信頼を確保するためにこれを定める。

2. 適用範囲

この規程は次の者に適用する。

- (1) 協会の役員
- (2) 協会の職員
- (3) 協会の会員

3. 基本的責務

協会の役・職員及び会員は、協会の目的を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

4. 遵守事項

役・職員及び会員は、次の行為をしてはならない。

- (1) 暴力、暴言、差別、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、人権尊重の精神に反する言動をしてはならない
- (2) 世界アンチ・ドーピング規程で禁止されている薬物等を使用すること、または使用させることをしてはならない
- (3) 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない
- (4) 日常の行動について公私を混同し、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない
- (5) 補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない
- (6) 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない
- (7) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない

5. 違反した場合の処分

前4.項に違反した場合の処分は、次のとおりとする。

- (1) 役員については、解任、会員資格取消または停止、戒告、その他必要に応じた処分
- (2) 職員については、就業規則に基づく必要な処分
- (3) 会員については、会員資格取消または停止、競技会への出場停止、戒告、その他必要に応じた処分

6. 処分の決定

理事会は、違反行為に対する処分を決定し、速やかに当事者本人ならびに当事者の所属校に文書にて通告する。

7. 不服申し立て

処分について異議がある時は、本協会会長に対し再審査を求めることができる。

本会の決定に対する不服申し立ては、前6.項通知後、1ヶ月内に行われなければならない。

8. その他

- (1) 本規程の実施に関し必要な細則は、理事会の承認を得て別に定める
- (2) 本規程は、理事会の議決をもって変更することができる

附則 この規程は、平成29年 1月20日から施行する。